

## 1 交通機関の割引制度

### (1) JR運賃の割引

割引のお申し出の際は、身体障害者手帳もしくは療育手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種又は第2種の記載があるもの）が必要となります。

対象	割引乗車券類	割引率	備考
第1種障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	
第1種障がい者とその介護者 又は12歳未満の障がい者とその介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く。)	50%	
第1種、第2種障がい者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合

#### ◆ お問い合わせ先

各旅客鉄道の窓口

JR東日本お問い合わせセンター

TEL 050-2016-1600

(ご案内時間6:00~24:00)

## (2) 国内線航空旅客運賃の割引

### ◆ 対象範囲

搭乗時の年齢が12歳以上で、次の手帳をお持ちのかたが、国内線を利用（予約）する際、手帳を航空券購入窓口に提示すると、割引を受けることができる場合があります。

手帳の内容	割引対象者
<ul style="list-style-type: none"><li>・身体障害者手帳</li><li>・療育手帳</li><li>・戦傷病者手帳</li><li>・精神障害者保健福祉手帳</li></ul>	本人および同行する 介護者（※）

※介護者とは、航空会社が介護能力があると認める満12歳以上のかたで、割引の対象は1名のみです。

### ◆ 割引率

航空会社により異なります。各航空会社までお問い合わせください。

### ◆ お問い合わせ先

日本航空株式会社

JALプライオリティ・ゲストセンター

9：00～17：00（年中無休）

TEL 0120-747-707

有料ダイヤル 03-5460-3783

※IP電話（一部）海外からの国際電話などの場合にご利用ください。

耳や言葉の不自由なお客様のための予約・案内サービス

9：00～18：00（年中無休）

FAX 0120-747-606

（お好きな用紙にご記入の上、お送りください。）

JALwebサイト（<https://www.jal.co.jp/jalpri/>）から、  
メールでお問い合わせいただけます。



全日本空輸株式会社

ANAおからだの不自由な方の相談デスク

9：00～17：00（年中無休）

TEL 0120-029-377

TEL 0570-029-377（携帯電話）

### (3) 有料道路通行料金の割引（事前に登録手续が必要です。）

#### ◆ 対象範囲

- 身体障害者手帳をお持ちのかたが運転する場合
- 第1種身体障がい者又は療育手帳Aをお持ちのかたが乗車し、本人以外のかたが運転する場合
  - ※原則として障がい者本人又は本人の親族等（対象範囲あり）が所有するもの。障がいのあるかた1人につき1台に限ります。ただし、自動車を保有されていない又は事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合等を考慮し、自動車を事前登録されない場合でも、要件を満たす自動車は割引の対象となります。

#### ◆ 対象車種（自家用自動車のみ対象となります。）

- 乗用自動車（乗車定員10人以下のもの）
- 貨物自動車（後部座席が設置され、乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの、又は乗車設備と荷台が仕切られた最大積載量が500kg以下のもの）
- 特種用途自動車（乗車定員が10人以下の「車いす移動車」、「身体障害者輸送車」、又は「キャンピング車」）
- 二輪自動車（総排気量が125ccを超えるもの）
  - ※車種要件等により、登録できない自動車があります。
  - （事業用自動車、乗合タクシー、デマンドタクシー、軽トラック等）

#### ◆ 割引率

通常料金の約50%（通常料金を半額にした際に、端数が生じる場合は、お支払い額を10円単位で切り上げます。）

#### ◆ 割引を受けるための申請（登録）

事前に障がい福祉課、西部、北部、南部（御野場のみ）、河辺、雄和市民サービスセンターで登録が必要です。

#### ◆ 手続き

##### ① ETCを利用しない場合

前もって申請（有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請書）し、所定の手続き（手帳に、自動車ナンバーおよび割引有効期限を記載したシールを貼付）を受けてください。

※自動車を事前登録されない場合は、「自動車登録なし」とシールに記載されます。

##### ② ETCを利用する場合

①の手続きに加え、「有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請証明書」の発行を受け、ETC利用申請の手続きを行ってください。①と同一の申請書で、使用するETCカード、ETC車載器を登録していただきます。

## ◆ 手続きに必要なもの

- ①身体障害者手帳又は療育手帳
- ②登録を希望する自動車の自動車検査証（車検証）
- ③割賦契約書又はリース契約書（車が割賦購入又は長期リース車両の場合）
- ④E T Cカード又はE T Cパーソナルカード（原則として障がいのあるかた本人名義のもの）
- ⑤E T C車載器の「E T C車載器セットアップ申込書・証明書」等
- ⑥運転免許証（障がいのあるかた本人が運転する場合のみ）

※④、⑤はE T Cを利用する場合のみ

※新規の場合①～⑥（自動車を登録しない場合は①・⑥）、変更の場合①～⑤（自動車を登録しない場合は①）、更新の場合①～③（自動車を登録しない場合は①）が必要です。

※オンラインによる申請

各種申請（新規・変更・更新）手続きが、E T C利用申請者を対象にオンラインで申請できます。

オンライン申請受付サイト <https://www.expressway-discount.jp>

## ◆ ご利用方法

### ①E T Cを利用しない場合

有料道路を手帳に記載された自動車で通行し、料金を支払う際に手帳を呈示して、料金所係員の確認を受けたうえで、所定の料金をお支払いください。

### ②E T Cを利用する場合

「有料道路障害者割引申請書兼E T C利用申請書」で登録したE T Cカード、E T C車載器、自動車で通行してください。なお、E T Cレーンが点検等により使用できない場合は、E T Cカードと通行券と手帳を料金所係員に呈示してください。手帳の呈示がない場合は、割引となりませんので、必ず手帳を携帯するようにしてください。

### ③事前に登録されていない自動車で利用する場合

E T C登録の有無に関わらず、料金所の係員に手帳を呈示してご利用ください。E T C専用レーンやスマートインターチェンジは利用できません。

※【①、②、③共通】 出口で料金精算機を利用する場合は、手帳をご準備いただき、料金精算機に設置している「係員呼び出しレバー」を下げ、インターホンによる係員の説明にそって通行料金の精算をしてください。

※E T Cでのご利用が可能となる日（書面にて通知する日）より前に有料道路を利用する場合は、出口料金所で係員のいるブースで手帳を呈示し、割引を受けてください。出口をE T Cで走行した場合は、障がい者割引が適用されませんので、ご注意ください。

◆ **お問合せ先**

**申請等に関するお問合せ**

障がい福祉課 TEL 888-5663 FAX 888-5664  
e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

**制度に関するお問合せ**

東日本高速道路株式会社（NEXCO東日本）お客さまセンター  
TEL 0570-024-024（24時間年中無休）  
（IP電話からのお問い合わせは03-5308-2424）  
ホームページ <https://www.driveplaza.com/>



**(4) バス運賃の割引**

バスを降りる際に手帳を提示することにより、運賃が割引となります。

《身体障害者手帳、療育手帳をお持ちのかた》

	第1種身体障害児（者）又は療育手帳Aをお持ちのかた	12歳未満の第2種身体障害児又は療育手帳Bをお持ちのかた	12歳以上の第2種身体障害児（者）又は療育手帳Bをお持ちのかた
割引対象者	本人および介護者	本人および介護者	本人
市内路線バス	割引率：50%		

《精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた》

	精神障害者保健福祉手帳
割引対象者	本人
市内路線バス	割引率：50%

◆ **お問合せ先**

高速バスや定期券等の割引については、各バス会社までお問合せください。

**(5) 福祉特別乗車証（バス券） <身体障害者手帳、療育手帳>**

秋田市に居住するバス利用が可能な在宅のかたは、申請により福祉特別乗車証の交付を受けることができます。

福祉特別乗車証の交付を受けられたかたは、手帳による割引との併用で秋田市内路線バス（秋田中央交通、マイタウン・バス）に限り、無料でバスに乗車することができます。ただし、秋田市以外へバスで移動した場合は、秋田市以外の区域のみ半額負担となります。

中心市街地循環バス（ぐるる）では福祉特別乗車証（バス券）の使用はできません。

◆ **必要書類**

○身体障害者手帳又は療育手帳

○個人番号（マイナンバー）のわかるもの

※代理人の場合は、代理人の本人確認書類（運転免許証等）

※福祉特別乗車証は原則として再交付できませんので、ご注意ください。

◆ **介護者の助成**

介護者もバス運賃の割引対象となるかたのうち、バスで通学、通所、通院しているかたで、一週間あたり3日以上介護者が付き添っている場合に限り、別途申請により介護者の運賃も助成の対象になります。

申請にあたっては、通学又は通所先からの証明、通院の場合については領収書等による証明が必要になりますので詳しくはお問合せください。

◆ **お問合せ先**

障がい福祉課 TEL 888-5663 FAX 888-5664  
e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

**(6) 福祉特別乗車証（バス券） <精神障害者保健福祉手帳>**

秋田市に住所があり、通院や通所にバスを利用する在宅のかた（生活保護を受けているかたは除きます。）は、申請により福祉特別乗車証の交付を受けることができます。

通院や通所のために利用する時に限り、手帳と福祉特別乗車証を提示することで、秋田市内の路線バス（秋田中央交通、マイタウン・バス）の運賃が無料になります。ただし、秋田市以外へバスで移動した場合は、秋田市以外の区間は50%割引となります。

◆ **必要書類**

○精神障害者保健福祉手帳

◆ **お問合せ先**

健康管理課 TEL 883-1180 FAX 883-1158  
e-mail ro-hlhm@city.akita.lg.jp

**(7) タクシー運賃の割引**

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかたが秋田県ハイヤー協会加入のタクシーに乗車したときに手帳を提示することで、運賃が1割引になります。

◆ **お問合せ先**

各タクシー会社

## (8) 身体障がい者（通院用）タクシー利用券

秋田市に居住する在宅のかた（生活保護を受給しているかたは除きます。）で、次の身体障害者手帳をお持ちのかたは、申請により利用券の交付を受けることができます。

### ◆ 対象者

内部機能障害 1 級

肢体不自由の下肢又は体幹機能障害 1～3 級

視覚障害 1～3 級

### ◆ 交付枚数 ※申請月によって交付枚数が変わります。

一般交付 ひと月あたり 4 枚（年間 48 枚を上限とします。）

追加交付 じん臓機能障害 1 級で、人工透析のためタクシーで通院しているかたは、別途申請により、ひと月あたり 12 枚の追加交付が受けられます。

### ◆ 助成額

1 回の乗車につき 1 枚の使用により、身体障害者手帳による割引（1 割引）後の運賃から 580 円が割引されます。

※秋田市内のタクシー普通車の初乗り運賃の区間内（1 キロまで 580 円）で降車された場合、身体障害者手帳の掲示による割引と利用券を使用することにより、自己負担はありません。

なお、この場合、お釣りはできませんので、ご了承ください。

※タクシー利用券は、秋田市内での通院（自宅と医療機関との間で乗降車する区間）以外にはご利用できません。

また、譲渡や紛失等による再交付はできませんのでご注意ください。

### ◆ 必要書類

○身体障害者手帳

○個人番号（マイナンバー）を確認できるもの

※代理人の場合は、代理人の本人確認書類（運転免許証等）

### ◆ お問合せ先

障がい福祉課

TEL 888-5663

FAX 888-5664

e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

## 2 N T T 無 料 番 号 案 内

### N T T 無 料 番 号 案 内 (ふれあい案内)

目や耳、上肢等の不自由なかつた、知的障がいや精神障がい、聴覚障がい、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がいのあるかたなど、電話帳の利用が困難なかつたには無料でN T T 1 0 4 電話案内をご案内します。

※ご利用には事前に登録が必要です。

#### ◆ 対象者

○身体障害者手帳をお持ちで、下記のいずれかに該当するかた

- ・視覚障がいの1級～6級
- ・上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの1級、2級
- ・聴覚障がいの2級、3級、4級、6級
- ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がいの3級、4級

○戦傷病者手帳をお持ちで、下記のいずれかに該当するかた

- ・視力障がい：特別項症～第6項症
- ・上肢障がい：特別項症～第2項症
- ・聴覚障がい：第2項症、第4項症
- ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい：第1項症、第2項症、第4項症

○精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた

○療育手帳をお持ちのかた

#### ◆ 必要書類

○申込書

○身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のコピー

#### ◆ 登録のお申し込み・お問合せ先 (フリーダイヤル)

受付時間 午前9時～午後5時 (月曜～金曜)

※土曜、日曜、祝日および年末年始 (12/29～1/3) は休業

TEL 0120-104174

FAX 0120-104134

※FAXによるお問合せの注意事項

- ・FAXで申込書、障害者手帳等を送付いただいても受付できません。誤って送付された場合は、破棄します。
- ・返信はFAXで行いますので、FAXを受信できるかたのみとします。



### ◆ NTT無料番号案内（ふれあい案内）のご利用方法

NTT104番をご利用される際は、最初に「ふれあい案内」とお申し出いただき、お届けいただいている登録番号と、暗証番号をオペレーターに教えてください。

オペレーターはお申し出内容を確認のうえ、無料でご案内いたします。公衆電話からも同様です。

## 3 JRで地域活動支援センターへ通う際の助成

### 交通費の助成

秋田市地域活動支援センターにJRで通う際の交通費を助成します。  
※福祉特別乗車証（バス券）を利用される方は対象となりません。

### ◆ お問い合わせ先

健康管理課 TEL 883-1180 FAX 883-1158  
e-mail ro-hlhm@city.akita.lg.jp

## 4 点字文書の郵送

### 点字郵便

点字郵便物を郵送する場合、3kgまでは無料となっています。

点字ゆうパックは、点字料金の適用となりますが、サイズにより料金が異なります。

### ◆ 手続き

封筒に「点字用郵便」と書き、一部を切って中身が確認できるかたちでポストに投函してください。

外装に「点字ゆうパック」と書き、中身が確認できるかたちで差出してください。

### ◆ お問い合わせ先

秋田中央郵便局 TEL 0570-008-157  
ホームページ <https://www.post.japanpost.jp/>



## 5 携帯電話料金

### ◆ 対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた

### ◆ 割引内容

携帯電話会社により異なります。詳しくは各社にお問い合わせください。

## 6 NHK放送受信料

### NHK放送受信料の免除

#### ◆ 免除基準内容（令和2年5月8日施行）

##### 全額免除

	適用条件
市町村民税 非課税 身体障害者	身体障害者手帳をお持ちのかたが、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
市町村民税 非課税 知的障害者	所得税法又は地方税法に規定する障害者のうち、福祉相談センター、児童相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により知的障害者と判定されたかたが、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
市町村民税 非課税 精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかたが、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合

##### 半額免除

	適用条件
視覚・聴覚 障害者	視覚障害又は聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちのかたが、世帯主で受信契約者の場合
重度の 身体障害者	身体障害者手帳をお持ちで、等級が重度（1級又は2級）のかたが、世帯主で受信契約者の場合
重度の 知的障害者	所得税法又は地方税法に規定する特別障害者のうち、福祉相談センター、児童相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により重度の知的障害者と判定されたかたが、世帯主で受信契約者の場合
重度の 精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、等級が重度（1級）のかたが、世帯主で受信契約者の場合

## ◆ 必要書類等

○申請書、同意書

(NHK、障がい福祉課、健康管理課の窓口に備え付けております。)

○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

○印鑑（認印で可）

※NHKの窓口で申請手続きをする場合、上記に加え、次の2つが必要になります。

○住民票（1通）

全額免除申請の場合は、世帯構成員全員が記載された住民票の写し

半額免除申請の場合は、世帯主の住民票の写し（世帯主名がわかるもの）

○世帯構成員全員の市町村民税の非課税がわかる証明書（所得・課税証明書等） 半額免除申請の場合は不要です。

※障がい福祉課又は健康管理課で申請手続きをされる場合、申請書に証明をもらってから、NHKに申請書を提出してください。

## ◆ お問合せ先

NHKふれあいセンター

ナビダイヤル 0570-077-077

午前9時～午後6時（土・日・祝日も受付）

I P電話等のお客様でナビダイヤルがご利用になれない場合は、

TEL 050-3786-5003

障がい福祉課（身体・知的障がい者）

TEL 888-5663

FAX 888-5664

e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

健康管理課（精神障がい者）

TEL 883-1180

FAX 883-1158

e-mail ro-hlhm@city.akita.lg.jp